

成吉思汗の賞詞「大いなる道理」とその史的展開について (その一)

高 原 武 雄

On 'Grand Principle', the Commendatry Messages of Chingis Khan and their Historical Development

Part 1

TAKEO TAKAHARA

序

「元朝秘史」には、「大いなる道理」という成吉思自身の語が二ヶ所に見えている。その一つは巻五・巻九に見える「正主をすてることができなかつた」といった納牙阿の忠誠心に対する恩賞の辞であり、その二は巻十一に載せられている「占領した敵の都はすべて成吉思合罕のものである」といった失吉忽秃忽への賞詞である。前者は彼を蒙古高原の統一者たらしめた主従意識の基調をなすものであり、後者は草原帝国創建にあたって、成吉思の国家組成の根本理念である。蒙古帝国建設途上、成吉思によってこの二つの理念が、どのように展開確立せられたかについて述べる。但し本論においては、紙数の関係上、納牙阿の賞詞とその展開について、社会的背景を顧慮しつつ論ずる。

本 論

I 史料 その一 成吉思が「正主の君を廢てかねたる理は、大なる道理を思ひけり」との頌詞を与え、中の万戸長に任命した納牙阿の物語は、「元朝秘史」巻五・九に詳しく見えているが、(那珂博士の名訳「成吉思汗実録」(巻五, P. 140-4)による。)「你出古揚巴阿囉の失兒古額秃翁不堅は、阿刺黒・納牙阿なる子どもと、泰赤兀揚の官人塔兒忽台乞哩勒秃黒、林に入りて居るを、讎ある人なりきと云ひて、馬に乗ること能はざる塔兒忽台を撃へて、車に載せて、失兒古額秃翁は、阿刺黒、納牙阿なる子どもと塔兒忽台乞哩勒秃黒を撃へて来る時、塔兒忽台乞哩勒秃黒の子ども弟どもは、奪ひて取らんと追ひ駆けて来ぬ。彼の子ども弟ども追ひ駆けて来ると、失兒古額秃翁は、起つこと能はざる塔兒忽台を、車の上に上りてその仰ける上に跨がり座して、刀を出して言はく「爾の子弟らは、爾を奪ひて取りに来ぬ。爾を我が主君を手に掛けたりと云ひて、殺さずとも、主君を手に掛けたりとて、殺さん。殺すとも亦只殺されん、我。但その死の中に償ひを取り死なん。」と云ひて、跨りて大なる刀にて彼の喉を切らんとする時、塔兒忽台乞哩勒秃黒、大なる声にて弟ども子どもに叫びて言はく「失兒古額秃翁は、我を殺さんとす。殺して了へば、死にたる命なきわが身を取りて去りて何かせん、汝等。我を殺さざるに疾く回れ。帖木真是、我を殺さじ。帖木真是、小

き時に、眼に火あり、面に光ある〔子〕なりきとて、主なき營盤の裏に遣りてありとて、取り去りて伴れ来て習はせられたれば、習ふ如くなりて、新しき三歳二歳の駒を習はず如く習はし教へ行きたり。死なしめんと云へども、死なしむる能はざりき、我。今彼の情に入りてあり。彼の心は開けてありと言はるゝなり。帖木真是我を死なしめじ。汝等、我が子とも弟ども、疾く回れ。〔然らずば〕失兒古額秃翁は、我を殺して遣らん。」と云ひて、大なる声にて叫べり。彼の子ども弟ども言ひ合へらく、「父の命を救はんとて来ぬ、我等。失兒古額秃翁の命を死なしめ了へば、空しき命なき彼の身を何かせん、我等。却て殺さざるに疾く回らん」と云み合ひて回れり。彼等を去らしめたる時、阿刺黒納牙阿なる失兒古額秃の子ども、離れたる者ども来ぬ。其等に来らると、動き来ぬるに、途に忽秃忽勒訥兀(忽秃忽勒の隅)に到れば、そこに納牙阿言はく「我等この塔兒忽台を撃へて到らば、成吉思合罕は、我等を「正主の君を手に掛けて来ぬ」と云ひ、成吉思合罕は、我等を「正主を手に掛けて来ぬるもの、何ぞ倚信すべき人ならん。此等は、我等の処にかんぞ伴とならん。伴となる無き人、正手の君を手に掛けたる人をば、斬らしめん」と云て斬らしめられんか、我等。却て塔兒忽台を此処より放ちて遣りて、我等身を以て成吉思合罕に力を與へて来ぬ、我等」と云ひて往かん。「塔兒忽台を撃へて来つ。正主の君を廢てかねて、「視るといかにぞ死なしめん」と云ひて、放ち

て遣りて、「我等、誠実に力を與へん」と来てぬ、我等と云はん」と云へり。納牙阿のこの言を父も子どもも善しとし合ひて、塔兒忽台乞哩勒禿黒を忽都忽勒の隅より放ちて遣りて、その失兒古額禿翁は、阿刺黒、納牙阿なる子どもと来ぬれば、「いかで来て」と云へり。(ては、つるの誤りか、)失兒古額禿翁は、成吉思合罕に申さく「塔兒忽台乞哩勒禿黒を拏へて来つるに、却て「正主の君を見ると、いかんぞ死なしめん」と云ひて、廢てかねて、放ちて遣りて、成吉思合罕に力を與へんとて来ぬ」と云へり。その時成吉思合罕言はく「君を塔兒忽台を手に掛けて来つるならば、正主の君を手に掛けたる人を汝等を、族を挙げて斬らしめらるるなりき、汝等。正主の君を廢てかねたる汝等の心善くあり」と云ひ、納牙阿を恩賞せり。

史料 その二 「成吉思汗實録」卷九 (P.316—7) には「史料一」をつづめて、次の如く載せている。「成吉思合罕は、納牙阿に宣はく「失兒歌禿翁(卷五の失兒古額禿翁)は、阿刺黒、納牙阿なる子どもと、〔即〕汝等と、塔兒忽台乞哩勒禿黒を我等の處に拏へて来る時、略にて忽禿忽勒の隅に到りて、そこに納牙阿言はく「正主の君をいかで廢て、拏へて往かん、我等」と云ひて、廢てかねて放し遣りて、失兒歌禿翁は、阿刺黒納牙阿なる子どもと来て、そこに納牙阿必勒只兀兒(必勒只兀兒は雲雀なり。納牙阿の號か。)言はく「正主の君を塔兒忽台乞哩勒禿黒を手にかけて来ぬるに、却て廢てかねて放して遣りて、我等は、成吉思合罕に力を與へんと来ぬ。その君を手にかけて来なば、「正主の君を手にかけてたる人、久後(ゆうくすえ)いかんぞ倚信せられん。此等の〔人〕と云はれんと云ひき。その君を捨てかねたり」と云へば、そこに「正主の君を廢てかねたる理は、大なる道理を思ひけり」とて彼等の言を善しとして「一つの句当を委ねん」と云ひき。今李幹兒出に右手の萬戸を知れ(知らしめ)木合里に国王の號を與へて左手の萬戸を知らしめたり。今納牙阿は、中の萬戸を知れ」と勅ありき。」以上が「元朝秘史」に見える納牙阿の物語であるが、次にこの史料批判に入る。

II 史料批判

(1) 納牙阿一族帰属の時期 この出来事のあった時期は、村上訳註「モンゴル秘史」2, P. 14—5 に詳しく見える如く、「秘史」の本文からは、1202年前後と推定せざるを得ないが、「親征録」「集史」によると1196年すなわち成吉思汗の第一次塔兒忽征伐を行なった前に載せているので、その間に時間的の開きも大きい。その何れが正しいか、年代に関する限り確定し得ない。

(2) 訳文について 「秘史」の訳文は、那珂訳のほか明訳として傍訳・総訳、蒙文音訳は白鳥訳、邦文訳は

小林・村上訳、蒙文音訳・独文訳としてHaenish訳、蒙文音訳・仏文訳として Pelliot 訳などがあるが、相互に参照検討したが、部分訳の異同はあるが、全体的に訳意は那珂訳に一致している。一一掲げることには省き、本論に最も関係の深い成吉思の頌詞について検討する。

(a)

qā n(i) jan tedcin jodavsan sedkil tā-nu šob hi ke gen
合你一顔 帖卜臣 勿答黒三 約速 也客 脱劣一宜
皇帝自的 行 拏 捨 不能了 的 心 您的 是有 客延 廢道

(白鳥訳「蒙文音訳元朝秘史」、卷五、P.7b)

- (b) 你每不忍卻放了。也好。(同上卷五, P.8 b) ㊦
- (c) だが正当のハンを弑するに忍びなかつたお前達の考は正しい。(小林訳註「蒙古の秘史」P. 115—6)
- (d) 然あるべき主君を見捨てかねたる汝等の心根は(誠に)殊勝ぞ。(村上訳註「モンゴル秘史」2, P.13)
- (e) “Euer Gefühl, daß ihr euer rechtmäßigen Herrn nicht verraten konntet, war richtig.” (Erich Haenish: ‘Die Gehim Geschichte Der Mongolen’ P.50)
- (f) “Votre Pensée de n’avoir pu causer la perte du qan votre maîter légitime est bonne.” (Paul Pelliot: ‘Histoire Secrète des Mongols’, P. 173)

那珂訳を加えて以上七種の訳は、「汝等の正当の主君を(廢てる・捨てる・卻放了・弑する・見捨てる・verraten・la perte)に忍びなかつた汝等の(心・考え・心根・Gefühl・pensée)は(善し・是有・也好・正しい・殊勝・richtig・bonne)等 苦心して適訳を求めている。蒙語 tebcihö は「放棄する」、sedkil は「心」を意味するから「正主の君を廢てかねたる汝等の心善くあり」と原文に忠実な那珂訳が適訳であろう。納牙阿にはこのことを父に勧めたことにより特に恩賞を与えたのである。

(3) 史料二の訳文について 「秘史」卷九に見える納牙阿の物語は、卷五の物語の要約であって、1206年成吉思第二次即位後の論功行賞に、納牙阿に重ねて大賞を授け、中の萬戸長に任じたが、その時の頌詞である。卷五に見える納牙阿一族の帰属から四・五年後、または十数年後(帰属の時期を1196年前とすれば)のことである。訳文は、史料一と同様にその全体的訳意は、那珂訳と大同小異であるが、本論の中心命題である頌詞はそれぞれ掲げて検討する。

(g)

ten de tus qā n(i) jan tebcin jodavsan josu jeke üre ji
田迭 图思 合你一顔 帖卜臣 勿答黒三 約速 也客 脱劣一宜
那亥 正 主自的 行 拏 捨 不能了 的 心 您的 是有 客延 廢道
想了有 廢道 (白鳥「訳蒙文元朝秘史」卷九、p.28b)

- (h) 這人省得大道理) 同上, P.29a)
- (i) 正当の主君を弑することが出来なかつた理由は、君

臣の大義を思つたればこそだ。（小林訳「蒙古の秘史」P.224）

(j) ……ich hielte den Grundsatz, daß er seinen rechtmäßigen Fürsten nicht zu verraten vermochte, für höchstes treuergehühl (E. Haenish, P.103)

以上那珂訳と併せ五種の訳文は、正当の君主を（廢て・捨・弑する・verreten）することができなかつた理由は（大なる道理・大道理・大義・höchstes Treuegehühl）を思つたからだ。と訳しているが、蒙語「也客」—yehe・jeke—は大、「脱劣」—turu・töre—は「道理」を意味するので、「秘史」の傍訳並に、那珂訳の通り「大道理」「大なる道理」が適訳であろう。納牙阿に対する第二の恩賞は、「大いなる道理」すなわち「君臣の大義」をまもつたことに対するものである。

(4) 納牙阿の物語の並行史料

(a) Рашид—Ад—дин: сборник летописей, том 1 книга

вторая, о. и. смирновой р.90—1 には失児古額禿が二人の子をつれて成吉思に帰属したこと、阿忽赤抜都と塔兒忽台二人を捕虜としたが、放免したこと、納牙阿については、彼の誠実についてちょっとふれ、120才まで長生したことを載せ、木合里左翼萬戸長の次官であつたと記している。（P.270）阿忽赤抜都を捕えたことは、「親征録」とは同じく「秘史」とは異なる。

(b) 「親征録」には「失力哥也不干・手執阿忽赤抜都・塔兒忽台二人・來至忽都渾野・復縱之去・止將己子乃牙阿刺二人來歸」とし「集史」に類同している。

(c) 「元史」太祖紀には「時帝功德日盛……若哲別・若失力哥也不干諸人……皆慕義來降」とあるのみで、納牙阿・阿刺黒のことも塔兒忽台を捕えたことも記していない。「元史」列伝第十四伯顔伝には「曾祖述律哥圖事太祖・為八隣部千戸・祖阿刺襲父職兼斷事官・平忽禪有功……伯顔長於西域」として世祖朝に南宋征討軍總司令となつて、首都臨安を陥れている。

(d) Juvaini: 'The History of the World—Conqueror' J. A. Royle 訳, P.91 には 'ALAQ NOYAN Sögetu and Taqai with an army of five thousand men were dispatched to Fanakat……' と記し ALAQ は Fanakat・^{Khojen^d}忽禪を陥している。

(5) 上記五種史料の集約 上掲の史料をまとめると、

(a) 巴阿^d禪の失児古額禿がその二人の息子阿刺黒・納牙阿を連れて成吉思のもとに來歸したこと。(b) 泰赤兀楊の首領塔兒忽台を一度は捕えたが、忽都忽勒の地で放免したことは疑を容れる余地がない。しかし來歸の時期と阿忽赤抜都のことは、何れが正しいか判定いたしがたい。さて本論の命題である納牙阿忠誠のことについて

は、「集史」も一語ふれているが、伯顔伝には失児古額禿は千戸長に任ぜられ、阿刺黒は千戸長となり断事官を兼ね、成吉思征西の役には^{Khojen^d}忽禪を攻略して功を立て、納牙阿は「秘史」（巻七、P.252—4）によれば忽闌の純潔を守つた功もあつたが、建国の功臣武勲赫々たる李斡兒出・木合里と並んで中の萬戸長（「集史」には左の萬戸長木合里の次官とあるので何れが真か定め難いが）に任ぜられているので「秘史」巻五・九の伝える巴阿^d禪一家の行為がなかつたとすれば、このように一家をあげて恩典に浴することは勿論、納牙阿への特典はあり得なかつたこと、断定せざるを得ない。しかし乍ら本命題の「大いなる道理」なる賞詞が、真に成吉思の言葉であつたかどうかを確かめるためには、根本史料である「秘史」の史料批判に入らねばならない。

(b) 「元朝秘史」の性格について 「元朝秘史」がモンゴル史の資料として無比の価値をもっていることについては贅言を要しない。（岩村著「元朝秘史」P.3）ウラヂミルツォフは本書を縦横に駆使して「蒙古社会制度史」を書き、岩村著「モンゴル社会制度史の研究」もまた主なる資料を本書に求めている。本書の資料としての重要性は、12C—13C 蒙古人の生活の各方面を推察すべき極めて多量の材料を供給している点であり、いかなる遊牧民といえども、生き生きと細かに真の生活を画き出した点において「元朝秘史」ほどの文献はないのである。（「蒙古社会制度」P.15—6）しかし立論上必要であるのは、「秘史」の性格である。これについては諸大家の研究報告がある。特に小林氏の「元朝秘史の研究」に詳細な報告があるのでこれらをまとめると。

(a) 那珂説 正集十巻は既に太祖の朝に作られ、太宗十二年に至り統集二巻を補ひ作りて全集となせるなり。文筆をよくする委兀兒人などの勅命をうけて書けるものなるべし。（P.3）此書は殆ど皆実伝なり。当時のことを直叙せる記録なり。（P.50）実録よりは寧^じ起居注に近し。（「成吉思汗実録」）

(b) パラディウス説 「元朝秘史」著者の名は不明であるが……恐らく事件そのものを目録せしものか、又はチンギス・ハンの時代を距ること遠からざる人々が、各々自己の生々しい伝承を一つの全体に合したものを、誰かしら学問のある蒙古人の筆によって組織的に叙述せられたものである。（小林著前掲書P.167、原典はパラディ訳「チンギス・ハンに関する古き蒙古の物語」P.15—6）

(c) E. Haenish説 著者は不詳である。宮廷の、当時なほ小数の教養あり、文字を解し得た人々の一人であり、恐らく蒙古人に相違ないであろう。（註シギ・フトク著作説をあげている。（小林著前掲書, P.168, 原典はDie Geschichte der Mongolen, erste Aufgabe,

Vorwort, XXIV, Leipzig, 1941)

(d) William Hung 説 かかる物語を驚嘆すべきリアリズムを以て物語り得るためには、語り手はチンギス家に親密な関係で育ったに相違ない。即ち家族と共に成長し、事件の多くを目撃し、また自餘の事件は個人的にこれに関係した人々の唇から伝聞した召使ひであったに相違ない。(小林著前掲書, P.169 原典は, Transmission of Book Known as the Secret History of Mongols (HJAS. 1951 Vol.14, No. 34, P.485)

(e) 小林説 通俗的には、一種の英雄詩史と見なされているが、厳密にはエポスとは云ひ難くまたヒストリヤとも認め難い。(前掲書序文, P. 1) ……私はパラダイイの見解が最も穩健中正であろうと思う。(同上, P. 170 註小林氏は「秘史」の作者を複数人と想定している。)

(f) ウラヂミルツォフ説 ウェ・ウェ・バルトリドが初めてこの書物を「勇健なる伝説的叙事詩と規定した。事実、「元朝秘史」はチンギス・ハンのことを伝える特異な資料であって、その在世当時に最も近い時の口碑に基き、……叙事詩的な物語を連ねて。チンギス・ハン家の聖なる伝説、その「歴史」を記するために書かれたものなのである。……「元朝秘史」は正に1240年に書かれたものである。従って「元朝秘史」は「勇健なる叙事詩ではなくて「ステップの勾に満され叙事詩的な文体に記された歴史＝年代紀と特徴づけ得るのである。」「(蒙古社会制度史」序論 P.15—8)

(g) 諸説の要約 研究に精魂を傾けた諸大家の「秘史観」はそれぞれ尊重せらるべきものであろうが、諸史家の説を集約すれば、「秘史」は、成吉思の在世中に、或はそれに最も近い時に、平和の日も戦の時も、影の如く彼に扈從し、彼と起居を共にした文筆に優れた語部の一人が、(註 恐らく蒙古人であろう)自からの目で見、耳で聞き、或は個人的にこれに関係した人々の唇から聴取したことを、叙事詩的な文体で記した起居注に近い「歴史」なのである。(註 私は正集十巻と統集二巻の作者は別人であろうと見ている。)
「秘史」の特性は、何事もかくすことなく、赤裸々にリアルに記されていることであって、特に成吉思の言葉は勅であるから(註 時には法—yasa—或は訓言—ビリク—として権威高いものである。)慎重に正確に記されたに相違ない。従って納牙阿の物語の信憑性は論ずるまでもなく、「大いなる道理」なる成吉思の賞詞には、大政治家としての彼の熱情溢れる口調すら感ぜられるのである。

III 納牙阿の物語の解釈

(7) 物語の特色 この物語は天才政治家成吉思の政治理念を端的に示すものであって、(a) 11世紀12世紀氏族

制分解過程において、旧秩序の崩壊にともなう骨肉相食む混沌たる世相と、(b) その間において成吉思は新に芽生えたハンと僚臣とを結ぶ主従意識の強化に着想し、この新しい規範意識を基調とし、その高揚確立の上に、彼の帝国が次第に成長していく物語である。(村上正二著「モンゴル秘史」2. P.14 参照)

(8) 11世紀12世紀モンゴル社会の概況

ウラヂミルツォフはその著『蒙古社会制度史』において、「11世紀—12世紀のモンゴル社会は、原始的氏族制社会から既に分階の段階にあり、明かに進化の道程に入っていた。氏族は自発的に又は戦争によって (P. 143—4) 新たな支配階級が誕生し、所謂ステップ氏族的族制が形成せられ、貴族の家又は氏族の先頭には、血縁上の長者ではなく、有能・賢明・勇敢な指導者があり、一般には Noyan 「君主」と呼ばれていたが、バェトゥル—bàatur 「勇士」・セチェン—Cecen 「賢者」等々八種の綽名が付けられていた。(P. 170) 彼等は敵対する部族を攻撃したり、防禦する場合、又は大規模な巻狩を行う時にクリルタイ—Xuriltai—と呼ばれる部族会によって指導者を選挙したが、彼等はハアンと呼ばれた。(P.183) しかしその権力は微弱で、時には同一部族に二人以上のハアンがあった。これらは不定の群の常に動揺する不定の権力をもった蜂蟻の如きものであった。君主・帝王・ハン等とすることはできない。(P. 184) しかしハアンの「繁栄の陰に身を安んずる」ことは自分の生命や財産を守るため、ステップの貴族にとって重要なことであった。彼等は巻狩の場所を必要としていた。そこで自分のハアンから離れる。従って部族間には戦が絶えなかった。氏族や部族の一部が敵対する陣営の一つから他へと移動した。従ってハアンの闘争が行なわれた。この過程は不可避免的に蒙古諸部の多かれ少なかれ相当の統一を完成せざるを得なかった。」(P. 191) と社会変化の過程を述べているが妥当の見解であろう。

(9) 12世紀モンゴル社会の実相 しかし成吉思が誕生した頃の、社会の実相はどのようなものであったであろうか。「察阿歹は、何ぞ遠てたる、爾。爾の罕額赤格は、子だちの内にて爾に望を掛けて居給ひき。爾だち生るる前は、星ある天は廻り(變動し)てありき。多き国民は、反き居りき、臥處にも入らず、掠め合ひたりき。地皮ある地は翻りてありき。普き国民は、反き居りき。衾にも臥さず、攻め合ひたりき。かかる時には〔互に〕用心して、〔外に〕行かざりしぞ。〔行けば〕出遇ふこととなりしぞ。〔家に〕繫れて〔外に〕行かざりしぞ。〔行けば〕闘ふこととなりしぞ。〔一族〕親みて、〔外に〕行かざりしぞ。〔行かば〕殺し合ふこととなりしぞ。」(「成吉思汗実録」巻十一—P. 403—4 による。明訳・小林訳 訳意同じ) これは成吉思西征にあたり、継嗣

の選定を議った時、察阿歹を諭した闊闊朮思の言葉であるが、岩村氏も指摘している通り、これほど11—12世紀のモンゴル社会を鮮明に描いたものはない、(モンゴル社会経済史の研究P. 187参照)

(10) 当時の社会階級 上述の如き混沌たる世相ではあったが、「モンゴル社会には漢北時代において、すでにすくなくとも支配者貴族階級たるノヤット、平民(完全なる自由民ではないが)であるハラチュット、隸民(非自由民)たるボゴルチュッドの三階級が存在し、モンゴル世界帝国成立後においても、この階級制は崩れなかった。」(岩村忍著「モンゴル社会経済史の研究」P. 219)と直截簡明に三階級の存在を述べている。こうした11—12世紀に於ける人間関係の紐帯(規範)は、どのようなものであったであろうか。これについても岩村氏は前掲書 P. 213 に次の如く結んでいる。「ハーンとノヤンおよびノコル、ノヤンとノコルその他ピラミッド型身分関係の相互間には厳格な行為の規範が存在し、それらの規範の違反は厳重な処罰の対象となったと同時に、道徳的にもっとも恥ずべき行為と見なされていた。」と述べている。

(11) 社会規範(人間関係の準則) 発生条件

12世紀モンゴル社会における社会規範(人間関係の紐帯)が非自由民であったボゴル—*borol*—は主として、戦争の結果としての捕虜に起因することは(岩村氏前掲書 P. 218 参照)別として個人の自由意思による契約によって生れたことは、注意しなければならない。

「元朝秘史」はこれを裏付ける数多くの資料を提示している。今二三重要なものを抽出すれば、汗とその僚臣となったノコル・ノヤン(共に汗の家臣となった)との関係は、巻三巻六に見える罕推戴の辞による誓約によるものであり、又成吉思がモンゴル高原制覇の足がかりとなった氏族長間の同盟である「安苔」の契りは、巻三巻六に王罕と也速該、帖木真と札木合の「安苔」の契りとして見え、義父と義子の人間関係は、王罕・帖木真義父子の誓いとして、巻三巻五に、自由の戦士であったノコル(伴当—*Nökör*—後にこの性格は盟友から家臣に変化するが)もまた自由契約によるものであるが、巻二の帖木真字斡児出に関するものゝほか随所に記され、降将者別・合苔黒巴阿秃兒が、成吉思汗に対する誓約は巻四巻六に、成吉思に降り彼のボゴルとなった木合黎の誓約は巻四に記されている。従ってモンゴルの社会では、契約を守ることが、最高の徳義であったのである。(愛知工業大学研究報告巻9、「勃興期における蒙古人の契約尊重の意識について」参照)しかし、こうした様々の契約(又は誓約)の中でモンゴル国家の創建・組織に大きな役割を果たしたものは、罕推戴の辞に現われる主従関係(汗と推戴者であるノヤン・ノコルとの遵守すべき規範)

である。

(12) 罕推戴の辞 成吉思汗実録巻三、P. 98—9には次のように載せている。「阿勒壇・忽察兒・撒察別乞等議り合ひて、帖木真に言へらく、「汝を罕と為さん。帖木真を罕となさば、我等は多き敵に先鋒に走りて、顔好き小女妃を帳殿の房〔に入りて、得て伴れ来て与へん、我等。〕他国民の顯美しき妃小女を臂節好き騙馬に騎らしめて伴れ来て与へん、我等。野の獸を卷狩せば、先驅して与へん。我等。曠野の獸の腹を一并に寄せて与へん。懸崖の獸の腿を一并に寄せて与へん、我等。戦ふ日に汝の號令に違はば、我等の家業より妃婦人より離れさせて、我等の黒き頭を地の土に棄てて去れ。平けき日に汝の協議を壞らば、我等の男どもの家業より妻子より別れさせて、主なき地に棄てて去れ。」以上が推戴の辞の全文である。このほか全文を伝える史料はない。しかし要約文は阿勒壇・忽察兒問責の辞の中に見え、「秘史」巻六、「集史」、「親征録」が載せている。原文は美しい詩の形で書かれているが、ここに引用したものは那珂訳である。このほか小林・村上・Haenish・Pelliot訳もあるが、訳意は大同小異である。何れにしてもハーンと家臣との主従関係を知る貴重な史料である。ルネ・グルセも「注目にあたいする」と評している。(P. 105) 「秘史」はこの重大事のあった年をしるしていないが、蒙古源流によれば、1189年成吉思汗28才の時である。これは当時モンゴルの罕推戴式に一般に用いられた宣誓の慣用語であろう。勇敢・忠淳なモンゴル武人の献身的奉仕(臣下の義務)と違背に対する峻厳なる罰則のについての誓約である。特に注意すべきことは、罕の義務でなくて罕の権利すなわち至上権を容認する契約であると見るべきであるということである。しかしこれに対する諸大家の見解は必ずしも一致していないので、一言私見を述べたい。

(a) ウラヂミルツォフの見解 「蒙古社会制度史」P. 186 に上記罕推戴の辞の抄訳をあげ「この誓約からは、蒙古のハーンが権利を行ひ義務を負うていたのは、部族及び数氏族にとって重要な二つの冒險たる戦争及び卷狩の時に殆んど専ら限られたことを知り得るのである。……「誓約中には、ハーンの命令はただ「戦の日」についてだけ云々され、「平穩な時」にはハーンの「事業を害ふ」とだけ言はれている。チンギス・ハーンは彼等の誓約を繰返し、いかに彼がハーンの権利と義務を果たしたかを述べながら、勇士達の言葉に答へ、「俺は多くの馬群・騎馬、テント、民の妻や子を取って、諸君に与へた。諸君のために、俺はステップの狩猟で、狩立の順序を定め、諸君の方へ山の獸を追いやった。」と述べている。かやうな「権利義務」を持っていた指導者は、勿論、君主とも皇帝とも呼ぶことができない。」と評している。(

注 ラシッド・ア・デン第2巻 P. 139 より引用)これと同様の見解に立つものが小林氏である。

(b) 小林高四郎氏の見解 同氏著「ジンギスカン」P. 70 では、「アルタン・クチャルにあてた問責辞は、ジンギスの選挙の際に行った誓詞を思い出させるものがある。とし、次いで「元朝秘史」巻六の全文をあげ」ここで美しい詩の形で強調されているのは、草原君主としてはたすべき当然の義務であった。戦争と狩猟とはは美女と良馬とを与えることこそステップの君臣を強く結ぶ紐帯であった。」と評している。「秘史」を論拠としてこのような結論が出ることは、全く理解し得られないことであるが、小林氏著「元朝秘史の研究」に「集史」と親征録」との異同を研究し、アルタン・クチャル問責の辞について、その P. 142 に「ラシード (ベレジン本第二巻 139 スミルノヴ 130頁) には「録」(親征録)と大同小異の文を載せていると述べているので、恐らくウラチミルツオフの見解と同じくラシッドの「集史」に論拠を置いていると思われるが、アルタン・クチャル問責の辞について、「集史」の所伝が真実か、「親征録」「秘史」の叙述が虚偽か、言いかえると、罕は義務を負うていたか、いなかったか、何れにしてもこの伝旨はモンゴル汗の性格を決定するうえで、重要な史料であるので、慎重に検討を加えねばならない。

(13) 「集史」・「親征録」・「元朝秘史」の比較 (問責の辞について)

- (1) 句群
 - 「集史」 Ты — сын Кутула каана. Он же царствовал.
 - 「同上訳」 You are the son of Kutluk khan (the kubilai of D'ohsson), who was our ruler.
 - 「親征録」 汝為忽都刺可汗之子
 - 「秘史」 阿勒壇を汝を「忽秃刺こそは、〔国を〕管き行きけれ。その父管き居たるに依り。
- (2) 句群
 - 「集史」 ныне будь ты тож государем! Ты также отказался.
 - 「同上訳」 You be our khan! You also refused
 - 「親征録」 以而父謂可汗推位 汝亦不聽
 - 「秘史」 汝罕と爲れと云へば、亦爲らざりしぞ、汝。
- (3) 句群
 - 「集史」 Когда же вы настойчиво сказали мне: Будь ханом ты!
 - Я стал ханом по вашему слову и сказа:
 - (同上訳) and when you pressed it on me, saying! 'Be you our chief' I submitted to your request,
 - 「親征録」 我之立実汝等推也
 - 「秘史」 上より「巴兒壇巴阿秃兒の子八兒合拔都我伯祖入刺哈」と云ひて、撒察・台出二人を「汝等、合惕と爲れ」と云ひて、能はざりしぞ、我。汝等を合惕となれ」と云ひて能はずして、汝等に「汝、罕となれ」と云はれて管きた行きるぞ、我。

「集史」 Я не позволю исчезнуть обиталищу и местожительству предков и не допущу уничтожать их лутн и обичаи [йүсүн]! Я полагаю, что раз я стал государем и предводителем войска многих облаегей, [мне] необходимо печься о подведомых [мне].

(4) 句群 (同上訳) and promised to preserve the heritage and custom of our father. Did I intrigue for power? I wss elected unanimously to prevent the country, ruled over by our fathers near the three river, passing to strangers. As chief of a numerous people, I thought it proper fo make present to those attached to me.

「親征録」 我所以不辭者 不欲使蒿萊生久居地 斷木阻通車之途 吾夙心也

「秘史」 (3)句群の「管き行きたるぞ」に含めている。

(5) 句群 「集史」 記事なし
「親征録」 仮汝等爲君
「秘史」 汝等合惕となりたるならば。

「集史」 Много табунов и стад, стойбищ, жен и детей Я захватывал у людей и отдавал вам. Для вас я устраивал степные запалы на степную дичь и гнал в ващу стопону дичь горную. [ныне же] Вы оба.

(同上訳) I captured many herds, yurts, women, and children, which I enclosed for you the game of the steppe, and drove towards you the mountain game.

「親征録」 吾当前鋒, 俘獲輜重亦歸汝也, 使我從諸君畋, 我亦將遮獸迫崖, 使汝得從便射也

「秘史」 多き敵に先鋒に走らせられれば、上帝に祐護せられれば、敵の人を虜ふる時、肥美しき小女、妃婦人を、臀節好き驕馬を取り来て与ふるなりしぞ、我。野の獸に先駆せされれば、崖の獸は、その前脚を一並に寄せて与ふるなりしぞ、我。懸崖の獸は、その後脚を一並に寄せて与ふるなりしぞ、我。曠野の獸は、その腹を一並に寄せて与ふるなりしぞ、我。

(7) 句群 「集史」 Алтан и Кучар. не позволяете никому располагаться на трехречьи.

「同上訳」 アルタン・クチャルよ。三河のほとりは何人にも思うまま処理することを許容するな。

「親征録」 三河之源, 我祖実興. 母令他人居之
「秘史」 三河の源は、誰にも勿下營せしめそ」と云ひて遣りぬ。

P. 130「成吉思汗実録」P. 203—3, 訳文は D'hossion 訳より H.H. Howorth 'History of the Mongols' P.61「征武親征録」王国維校註による。

以上七ヶの句群は、上記の通り第(5)句を除いて、その叙事内容・叙次を詳細に較べると殆んど類同している。第(5)句群では、「親征録」「秘史」がのせている次の一句

「仮汝等爲君」（親征録），ta ni qad boluy san biqesü
塔泥 中合 李魯 三 李額速
忽行 皇帝 假 做了 有向

（元朝秘史）卷六 P. 36a 「汝等合惕となりたるならば（「成吉思汗実録P.202），（Haenish : "Wäret ihr Könige geworden" P. 69) を載せていない。Rashid がどうしてこの一句を書かなかったかは、原史料によるか、或は他の理由によるかわからないが、この一句は重大な意味をもっている。元史は「……復以汝按蹕爲我祖忽都刺之子・又欲立之・汝又固辞・於是汝等推戴吾爲之主・初豈我之本心哉・不自意相迫至於如此也・三河祖宗肇基之地・每爲他人所有」（『太祖紀』）とあるのみ、問題解明の資料とはならない。

(b) 那珂博士の所見 「成吉思汗実録」P. 203 第(5)・(6)句群の注には、「親征録」は「秘史」の語の意を約めて書いたものとし、蒙古の臣道と標注している。又通世遺書所収「校正増注元親征録」には、「通世案，「仮汝等爲君」以下西史作我既爲汝衆人主・常恩齊我臣属・俘掠宮帳畜産男女丁口・悉以與汝・曠野之獸・爲汝合囲之・山藪之獸・馭迫之以向汝」と「集史」の訳文を掲げ、更に「秘史」巻三に見える罕推戴の辞をあげて、これと比べ、「蓋述當時誓言之意，以責諸人叛盟也，西史稍加槩括，却失原意」と Rashid の「集史」の誤りを指摘している。

(c) ウラジミルツォフの所説批判 さてここで私の疑問とするところは、「秘史」「集史」特に「秘史」を縦横に駆使して、名著「蒙古社会制度史」を書いたウラジミルツォフが何故「秘史」「親征録」を尊重しなかったかということである。或は、岩村博士が指摘しているように（「モンゴル社会経済史の研究」P. 33）同氏はマルクス主義者の形式的段階説をとっているので、モンゴル帝国封建制の成立過程を立証するために、その前提となる「罕の義務」の存在を説明する格好の史料として「集史」の叙事だけを取りあげたのではなからうかと疑われる。又同氏は「秘史」巻三に載っている豁兒赤兀孫が「帖木真を国の主にせよとの」神命を宣揚した報償について帖木真との約束のことをあげて（「蒙古社会制度史」P. 178）「罕の義務」存在の論拠としているが、これは全く特別の個人との契約であって、一般に「罕の義務」存在の理由とすることは不当である。

(d) 文献学的研究 アルタン・クチャル問責の辞を

文献学的に検討すれば、那珂博士は「成吉思汗実録」序論において、「秘史」「親征録」「集史」の史料関係を詳論し、「集史」「親征録」は共に「修正秘史に由来し、叙事行文符節を合するが如く、と評し、ウラジミルツォフは「蒙古社会制度史」序論P.21で、「親征録」は「元史」よりも「集史」に近く殊に重要であるとしている。小林博士は名著「元朝秘史の研究」において「集史」「親征録」の異同を詳細に研究し、二十余条の出入・相違を除いては、「親征録」はラシードに相似ている。（P. 150）と述べている。従ってこの「親征録」「集史」の史料の相関性を、アルタン・クチャル問責の辞に当て嵌めることは（注第(5)句群の「もし君達が罕でもったら」を Rashid が脱落したと見ること）あやまっているであろうか。

(e) 叙事内容よりの検討 同じ時、同じ使者が伝えた王罕の不信を問責した痛烈な言葉に比べると、「集史」の伝えるアルタンクチャル問責の辞は、ひたすら成吉思が自己の立場を辯護する敗戦者の泣き言としか思えない。これに対する「秘史」「親征録」の叙述は、当時のモンゴル武人が最大の恥辱とした両者の背信行為を衝いた理路整然たる問責の辞である。血の連なるものへの惻惻たる真情は胸に迫るものがある。

(f) 以上のまとめ 縷々として、アルタン・クチャル問責の辞を語る「秘史」「親征録」「元史」三史料を比較検討したのであるが、先きにもふれた通り本史料はモンゴル罕の性格、すなわち罕は家臣に義務を負うていたか否かを決定する重要史料であるからである。問責の辞の上掲第(5)第(6)句群に関する限り、上述の研究により「集史」は偽「親征録」「秘史」は真と断定せざるを得ない。しかしこのような結論は上述(13, b)の如く那珂博士が「蒙古の臣道」と標注して指摘しているところであって、私の研究はより詳細に博士の指摘したところを補ったにすぎない。従って「集史」の叙述を論拠とするウラジミルツォフ・小林両氏の罕の「権利・義務」説は容認することができない。しかし岩村博士は別の根拠に立ってモンゴル罕の権利と義務を認めているので、次にこれについて私見を述べる。

(14) 岩村忍氏の見解 同氏著「モンゴル社会経済史の研究」P. 210—13において、「封建関係の基本的原理の一つは、主君と家来との間の盟約による君主の保護に対する家来の奉仕であり、家来の功績に対する君主の恩賜という相互的反対給付の関係である。」と述べ、次に「秘史」巻三の罕推戴辞の後半をあげ「…中略……平けき日に汝の協議（額耶）を壊らば、我等の男どもの家業より別れさせて、主なき地に棄てて去れ。」ということが見える。この一文は封建的契約関係を極めて端的に表現している。右の文を解する上において後段に見え

る額耶という言葉には多少の問題がある。このことばは傍訳では「商量」 総訳では単に「事」 那珂訳では「協議」 小林訳でも「協議」 ペリオ訳ではavis, ヘーニッシュ語訳ではBundとなっている。右の一文を熟読すれば、前段と後段が相対応していることがわかり、その意味するところは、戦時平時における主従関係を規定した一種の誓いであることは明かである。こう解釈すれば「額耶」の訳としては、ヘーニッシュ語が最もよく文意をとらえていることになる。したがってこの一文は、モンゴル社会における主従関係は西洋のフューダル・システムに於ける。それに非常に近いことが知られる。当時のモンゴル社会においては、主君（エジェン）は家来が服従奉仕の契約（誓い）を守る限り、これに保護恩賞をあたえる義務があり、この義務は給付と反対給付の関係にはかならなかった。これがハーンとノヤンとの間の基本的人間関係であった。次に氏はチンギスの伝に有名な「バルジュナ河濁水の誓い」をあげ、…中略…チンギスは手を挙げて天に祈り、我をしてよく大業を定めしめば、諸人と甘苦を同じくすべし。いやしくもこの言を漁ば河水の如きあり。といったので、諸将はみな感激して泣いた。これこそ封建的主従関係の誓と見てよい。このような誓いによってチンギスはノコル（このことば最初は「盟友」という意味に使われていたが、後には家臣の意味になった）の忠誠をかちえて、征服事業を進め「毛氈の帳幕ある国民」すなわち漠北の諸遊牧部族を平定、統一し、虎の年（1206年）オノン河源の地にクリルタイを催して、二度目の即位を行った。この時、チンギスは麾下の勲功ある者に対し、約束どおりに恩賞した。その詳細は「秘史」巻八に見える。君主といえどもノコルとの契約（額耶 eye）は、これを必ず守らなければならなかった。もし君主の義務に反した行為を続けるならば、ノコルは主君に叛くことができた。その例はワン・ハーンである。…中略…「成吉思汗実録」巻五P. 147—9 に見える「王罕の部下の怨言」の条をあげ、但し「我等の此の罕…中略…臭き肝を懐きて行くなり。いかにせん、我等。」までをあげ（注、氏はこの物語の前半（P.147の10行—P.149の6行）を引用し、後半は引用していない。）もし君主が君主らしくない行動をした場合には、家来はこれを主従契約の破棄の根拠とすることができた。…中略…しかし、もし君主が君主の義務をはたしているのに、家来がこれに背くのは、重大な罪であり、非行であるとされた。…中略…ジャムカを捕えた五人の従者の例をあげ、これと反対の例としてカダクをあげている。…中略…右に述べたような個人関係が、君主と家来の関係を規定していた。だから当時のモンゴル社会の支配階級の結合は、封建関係とみなしてさしつかえない。主従の契約（誓約）をなし双方ともに自己の義務一

君主は家来に保護と恩恵を与え、家来は主君に忠誠と奉仕をする——をはたすことによって支配階級は成立していた。こうして君主は家来に各々任務を与えたが、その任務は秘史巻三に、jūk jūk tūsi bai tani とあるように権限の委任であった。

(a) 岩村説の要約 氏は成吉思が組成したモンゴル帝国の支配階級の社会を封建制と規定し、その基底となる君主と家来の関係を「罕推戴の辞」「バルジュナの濁水の誓」「王罕の部下の怨言」を根拠に論明しているが、罕推戴の辞については、(1)戦時平時における主従関係を規定した一種の誓であって、封建的關係を極めて端的に表明している。従ってモンゴルの社会では主君は家来が服従の義務を守る限り、これに保護と恩賞を与える義務があったと述べ、(2)更にバルジュナの濁水の誓をあげてこれを補い、(3)王罕の部下の怨言をあげて、君主といえどもノコルとの契約（額耶 eye）はこれを守らなければならなかった。もし君主の義務に反した行為を続けるならば、ノコルは君主に叛くこともできた。としている。

(15) 岩村説への批判（村上・小林・那珂説）

(a) 村上氏の見解 同氏訳注（モンゴル秘史）1, P. 254）に、罕推戴の辞について、「これは当時カハンを推戴する場合の宣誓の一つの様式を示したものであろう。そして、ここでは狩猟と戦争の場合、カハンに従う者は、その獲物の入手に協力して、しかも、獲得物に対しては、カハンの優先的取得権を認め、その命令や協議事項に背くものは、厳罰に処せられてもやむなきことを誓い合っている。なお、略奪経済の段階を大きく離脱していない狩猟遊牧の社会においては、こうした取得分の配分いかんが、社会的秩序維持において、すこぶる大きい役割を果すものであった。」と述べている。

(b) 小林氏の見解 同氏著「ジンギス・カン」(P. 46)に、「ここには遊牧国家の戦時、平時における、君主と臣下との関係が、素朴に、しかも端的に述べられているのである。美しい奴隸や、しりぶしのたくましい駿馬や、曠野の獣に群がり、つき進む兵士たちの光景が、躍如として目に浮かぶようであり、また峻厳な軍律に忠順な草原の下臣たちの引きしまった顔つきが、ほうふつとさえる。」と述べている。（注 同氏のアルタン・クチャル問責の辞に対する見解とは矛盾はあるが、）

(c) 那珂説 氏は「成吉思汗実録」P. 202 に推戴の辞を「蒙古の臣道」と標注している。

(d) 以上三氏説のまとめ 従って罕推戴の辞は、推戴者達の罕に対する誓約であって、戦時平時における主従関係を規定し、戦利品や獲物の取得権、軍令や協議（約盟）違反に対する峻厳なる処罰権について罕の主権を認め臣道を闡明したもので、岩村説のように主従関係

の誓約（額耶）であっても「罕の義務」についての契約ではなかったのである。次に岩村氏の論拠「王罕の部下の怨言」について私見を述べる。

(e) 「王罕の部下の怨言」について 岩村氏は『モンゴル社会経済史の研究』P. 212) に大様次の如く述べている。王罕は弟と争って敗れ、諸国を流浪して困窮の極にあったが、成吉思汗は彼を厚く遇した時のことである。王罕の弟・彼のノコル達は怨言をいったが、我等の罕は愛情に乏しく腹黒い、兄弟も殺した。西遼にも逃れた。部衆も苦しめた。次に彼の前半生の数奇・苦難に充ちた人生を語り、今義子帖木真に厚遇をうけているが、依然反省の色も見えない。われわれはどうしようか、と云い合った。（岩村氏の引用した史料是那珂訳「成吉思汗実録」巻五、P. 147, 10行より—P. 149, 6 行までである。）「もし君主が君主らしくない行動をした場合には、家来はこれを主従契約の破棄の根拠とすることができた。」と記しているが、氏はここで物語の前半をあげているにすぎない。後半は次の如くである。「かく言ひ合へる言を 阿勒屯阿侯黒 は、王罕に許さけり。阿勒屯阿侯黒言はく「我もこの相談に入り合ひたりき。却て己くが君を爾を捨てかねたり」と云ひて、そこに王罕は、か云ひ合ひたる額勒忽兒児・忽勒巴哩・阿鄰大石など、弟どもも官人どもを擧へさせけり。弟どもより礼合敢不は察れて、乃蛮に入りけり。彼等を縄繫け房に入らしめて、王罕言はく「我等、委兀揚、唐兀揚の地より来つる時、何とか云ひ合ひし。汝等の如く何をか思はん、我は」と云ひて、彼の面におもて唾して、彼等の縛を解かしたり。罕に只唾せられて、房に居る人都てにて起ちて唾しけり。」従って物語の主旨は岩村氏の見解と全く正反対であって、王罕のような薄情な破廉恥な罕らしくない罕であっても、これを譏ることは（阿勒屯阿侯黒の語からみれば廢てる相談であったかも知れない。）唾棄すべき行為とせられていたのであって、氏が若し「王罕の部下の怨言」の物語の後半も併せて引用したならば、君主らしくない行為をした君主に対する臣下の契約破棄権があったとする氏の説は成立しなかったであろう。なおこの物語は「秘史」「親征録」「集史」（『スミロノフ』訳 P. 118）「元史」に載せているが、ほとんど異同がない。グルッセは1196年のこととしているが、稍後のことであろう。

(f) 「バルジュナの濁水の誓い」氏が引用した史料は「元史」札八兒火者の伝に見える「馬くいの誓い」で、那珂博士は「成吉思汗実録」P. 210の註に、この伝は信をおけないとしている。がしかし「集史」には「帝慷慨酌水・與從者誓・當日從者無多・称之日巴兒渚特・延賞及後世」とあるので、「濁水の誓い」のあったことは事実であって、氏の云うように主従間の契約であるが、

非常の時のことであって、これをもって直ちに主従関係を代表するものとするのはどうだろうか。

(g) 村上氏の「罕の優先取得権」説氏はこれを罕の戦利品・獲物に対する優先権容認契約としているが、この辞をそのように解釈することは無理であって、むしろ全面取得権、後段と併せて「至上権」容認の誓約と見るべきであろう。これについて Bertold Spuler 著、Helga and S. Drummond 訳、'History of the Mongols' P. 21「推戴の辞」の訳文—When you hunt … we shall drive the bodies of the wild animals of the steppe, all together close toward you. We shall drive the hindlegs of the mountain game, all together close toward you, を参証としてあげる。従ってモンゴル封建制は、下臣の奉仕に対する罕の義務としての保護ではなくて、罕の権利としての保護と委任の上に成立したのである。

IV 「大いなる道理」の展開

成吉思が「大いなる道理」と頌えた忠誠心は、「罕推戴の辞」にあふれるモンゴル家臣団の統一せられた主従関係の意識であるが、数多い罕の対立抗争せる12C後半のモンゴル社会では、理念であったとしても、十分には確立していなかった。しかし天才的政治家であり生来至誠を愛し忠実を尊んだ彼は、第一次即位（1189年）当初から主従意識の高揚確立にどれほど努めたかは、「成吉思汗実録」巻三に見える第一次即位の論功行賞と見られる「新廷の政務の分担」「旧臣を勞ひ新附を奨むる論旨」の条に現われている。又 Rashid は、若き帖木真の異彩を放つ姿を次の如く伝えている。

Спустя некоторое время, вышеупомянутые племена, стакнувшись [между собою], сказали: «Эмиры тайджигутов нас без пути притесняют и мучают, [тогда как] этот царевич Темуджин снимает одетую [на себя] одежду и отдаёт ее, саезает с лошади, на которой он сидит, и отдаёт [ее]. Он тот человек, который мог бы заботиться об области, печься о войске и хорошо содержать улус!» (Рашид—ад—дин сборник летописей смирновой 訳p.90)

「タイチウトのベキ達は、我々を理なく不安にし脅かしている。ところが、この王子テムチンは着ている着物を脱いで与へ、乗っている馬から下りて与える。あの人は国を保ち、軍隊を養ひ、ウルスを良くする人である。」

（「蒙古社会制度史」—P. 190—1, 同上訳引用）, 又「親征録」も類同叙述している。彼が主従意識確立に注いだ驚歎に価する熱意を「秘史」は詳しく伝えている。彼は罕推戴の辞の誓約に違反した撒察・泰出を私情を捨てて処断し、（巻四）彼の推戴者阿勒壇・忽察兒の軍令背反も許さなかった。（巻五）大恩ある正主を曠野に棄てた闊々出馬丁、（巻七）非境の恩主を捕えて成吉思に渡し

た札木合の部下も生かさなかつた。(巻八)しかし彼と戦った敵将であっても己の正主のために死力を尽した合蒼黒は恩賜して殺さなかつた。(巻六)彼ほど部下の心を知り、彼に尽した部下の奉仕にこたえた君主は恐らく史上に見出せないであろう。(巻七巻八参照)彼が若し第一次即位以来主従意識の強化による部下との紐帯を固めていなかったならば、恐らく合刺合勒只楊の敗戦で滅んでいたであろう。しかし勝算立ちがたく困窮の極にあつても、彼を捨てなかつた2600人の忠勇な部下の協力を得て、ついに王罕を破り、乃蠻部を亡ぼし、全蒙古高原を平定し1206年再び罕位にのぼり、彼と共に苦楽を共にした将士に厚く恩賞した。この時納牙阿も中の万戸長に任ぜられたのである。この時「不磨の法典(Great yasa)を布告し、君臣の大義を明らかにした。 One must magnify, pay honor to the pure, and the innocent and the righteous, and to the learned, and wise men, to whatsoever people they may belong: and contemn the wicked and men of iniquity [Ab-ul-Faraj] と大 yasa の前文に記されていた。(G. Vernadsky, The Mongol and Russia P.102)

む す び

I・IIにおいて納牙阿の物語の史料批判を行ない、その真憑性をたしかめた。次いで「秘史」の性格を探つて「大いなる道理」なる賞詞が成吉思自身の言葉であつたことを立証した。IIIでは物語の背景である当時の社会の概況をのべ、社会規範は自由意志による契約により成立し、これに違背することは最大の恥辱と考えられていたことにふれ、成吉思が主従意識強張の足がかりとした罕推戴の辞について諸大家の見解をあげ、罕の権利と義務を示すものとする説を批判し、罕の至上権を容認する誓約の宣誓であると主張した。アルタン・クチャル問責の辞は、罕の性格をうかがう重要な史料であるので、本論の中心課題と考え、詳細に検討し、ウラヂミルツォフ・小林両氏の「罕の義務説を批判して、那珂氏の指摘したところを補証した。更に岩村氏の「罕推戴の辞」・「王罕の部下の怨言」・「バジリュナの濁水の誓」を論拠として、臣下の奉仕に対する罕の保護の義務の上にモンゴル封建制が成立したとする説に対して、下臣の奉仕に対して罕の至上権に基づく保護と委任の上にこれを求めるべきであると主張した。IVにおいては、成吉思が主従意識の確立につとめた姿勢と努力にふれ、正義のためには血縁に対する私情も、恩讐の別差もしなかつた毅然たる政治家としての態度を略述した。第一次即位以来彼が粒々辛苦して築きあげた鞏固な主従意識は、窮地のもとやがて九天に飛揚して、彼をモンゴル高原の覇者たらしめたのである。そして彼はこれを「Great yasa」大法典

の前文に明記し、「正主の君をすてることができなかつた」と言った納牙阿を「大いなる道理」を知る者として顕彰した。「占領した敵の都はすべて成吉思合罕のものである」といった失吉忽秃忽の言葉を「大いなる道理」として頌え、これを理念として草原帝国が組成せられたのであるが、これについては稿を改めて述べる。

参考文献

- | | | |
|-------------------------------------|-------------------------|------|
| 音訳蒙文元朝秘史 | 白鳥庫吉 | 1943 |
| 成吉思汗実録(再版・有高) | 那珂通世訳注 | 1943 |
| 蒙古の秘史 | 小林高四郎訳注 | 1941 |
| モンゴル秘史 | 村上正二訳注 | 1970 |
| Die Geheime Gcschichte der Mongolen | E. Haenish | 1949 |
| Histoire Secrete Des Mongols | P. Pelliot | 1947 |
| 元朝秘史の研究 | 小林高四郎著 | 1954 |
| モンゴル社会経済史の研究 | 岩村忍著 | 1968 |
| History of the Mongols | H.H. Howorth | 1879 |
| 蒙古社会制度史(外務省調査部訳) | ウラヂミルツォフ著 | 1941 |
| 那珂通世遺書 | 那珂通世著 | 1905 |
| РАШИД—АД—ДИН СВОРНИК ЛЕТОПИСЕЙ | О.И. СМЕРНОВОЙ | 1952 |
| ジンギスカン | 小林高四郎著 | 1960 |
| The Mongol and Russia | G. Vernadsky | 1953 |
| The History of the World-Conqueror | Juvaini Tr.J.A.Boyle | 1958 |
| History of the Mnogols | Bertold Spuler | 1972 |
| | Tr.Helga and S.Drummond | |
| ジンギスカン橘西路訳 | ルネ・グルッセ | 1973 |
| 元史 | | |
| 親征録 | | |
| 元朝秘史 | 岩村忍著 | 1963 |

(昭和51年1月10日受付)